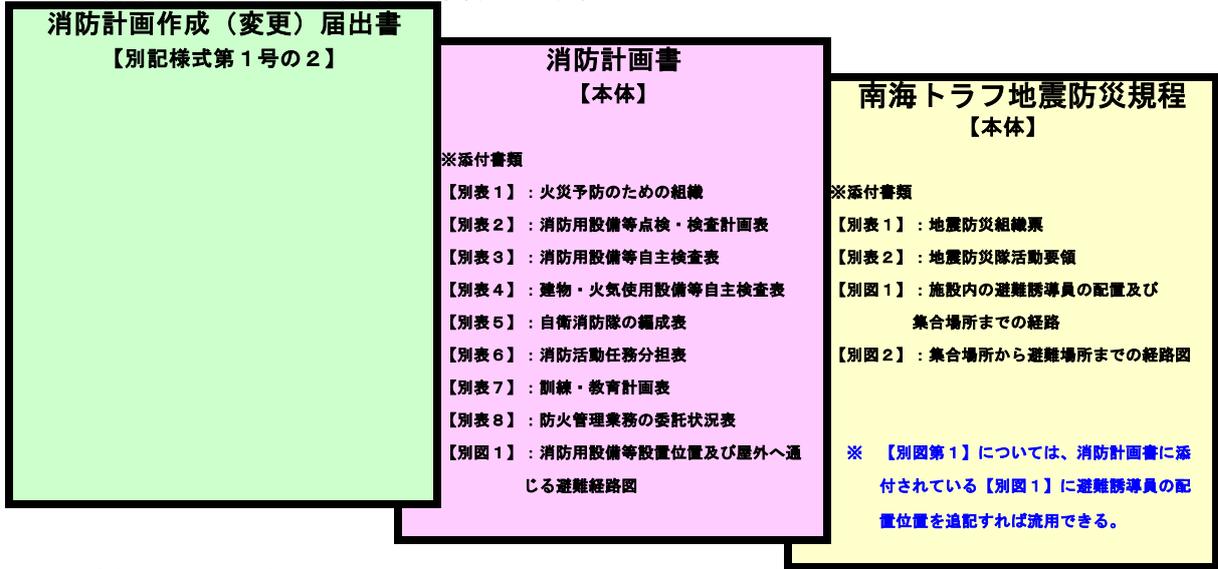


南海トラフ地震防災規程提出書類内訳

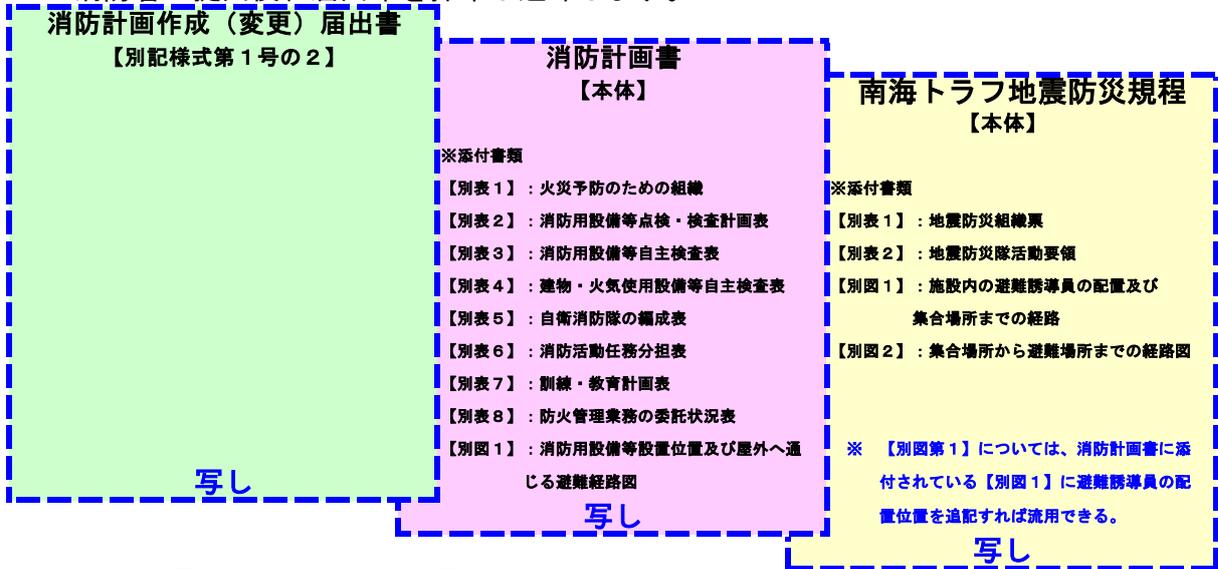
1 正本

消防署に提出後、消防署で保管します。



2 副本(正本一式の写し)

消防署に提出後、届出印を押印し返却します。



3 市町に提出(南海トラフ地震防災規定は、正本の写し)

消防署に提出後、消防署から市町に送付する。

※すでに南海トラフ地震防災規程送付書を提出している場合は、南海トラフ地震防災規程の内容に変更がある場合、又は防火管理者等に変更があった場合でも再提出の必要はありません。

ただし、事業所の名称又は所在地に変更があった場合は、再度提出して下さい。

